

宇土天草地域半島振興計画

令和8年3月

熊 本 県

目次

第1 基本方針.....	1
1 地域の概況.....	1
2 現状及び課題.....	3
(1) 地域の実情.....	3
(2) 地域の課題.....	9
3 振興の基本的方向及び重点とする施策.....	10
(1) 基本的方向.....	10
(2) 重点施策.....	12
第2 振興計画.....	13
I 安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり.....	13
1 交通通信の確保.....	13
2 都市・生活環境の整備.....	16
3 水資源の開発利用.....	19
4 自然環境の保全.....	20
II 地域資源を活かした産業の振興及び人材確保・育成.....	21
1 産業の振興.....	21
2 観光の開発.....	26
3 就業の促進.....	29
4 地域間交流の促進.....	29
5 移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の促進.....	30
III 安心して暮らせる地域社会の形成.....	31
1 医療の確保.....	31
2 高齢者の福祉及び児童の福祉その他の保健・福祉の増進.....	31
3 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保.....	32
4 教育及び文化の振興.....	33
5 再生可能エネルギーの利用の推進.....	34
6 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化.....	35
第3 計画の推進.....	37
1 計画の達成状況の評価に関する事項.....	37
2 関係市町等との連携.....	37

資料 熊本県宇土天草地域半島振興計画に関する重要業績指標（KPI）

第1 基本方針

1 地域の概況

本地域は、熊本県の南西部に位置し、宇土市・宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域）からなる宇土半島部と上天草市・天草市（旧御所浦町を除く区域）・苓北町からなる天草島しょ部で構成（4市1町）されており、宇土半島部と天草島しょ部が天草五橋によって結ばれた極めて特殊な立地条件下にある地域である。

面積は、1,009 km²（令和2年（2020年））で県土面積の13.6%を占め、人口は、156,236人（令和2年（2020年））で県人口の8.9%を占めている。

地勢としては、宇土半島部は、中央を宇土山系が東西に連なり、北岸は傾斜が急であるが南岸は比較的傾斜が緩やかな丘陵地帯となっており、平地は宇土市を除いて少ない。

天草島しょ部は、大矢野島、天草上島、天草下島等大小約120の島々からなり、標高400m～600mの山麓が連なり平坦地が少ない。河川は延長が短く保水力に乏しいため、水不足の要因となっている。また、東と南に八代海、北に有明海、西に東シナ海と四方を海に囲まれており、全市町に渡って海岸風景が広がっている。

気候は、西海型気候区に属し温暖な気候である。全体的に沿岸部では対馬暖流の影響を受け温暖であり、冬は暖かく夏は比較的涼しいという海洋性気候である。

また、歴史・文化的には、キリシタン文化をはじめ外国文化の影響を受けた文化圏を有している。現在でも、それに関連した史跡や資料など多数の歴史遺産が継承されており、地域の重要な観光資源となっている。



宇土天草地域の構成市町

国勢調査（令和2年）

市町村名		人口（人）	面積（km ² ）※
宇土市		36,122	74.30
上天草市		24,563	126.94
	旧大矢野町	12,686	37.95
	旧松島町	6,400	51.20
	旧姫戸町	2,192	19.34
	旧龍ヶ岳町	3,285	17.49
宇城市（旧三角町及び旧不知火町の区域）		14,972	77.13
	旧三角町	6,689	48.30
	旧不知火町	8,283	28.83
天草市（旧御所浦町を除く区域）		73,465	662.68
	旧本渡市	36,640	144.82
	旧牛深市	11,313	89.76
	旧有明町	4,511	59.63
	旧倉岳町	2,533	25.59
	旧栖本町	1,966	32.87
	旧新和町	2,689	55.20
	旧五和町	7,369	50.05
	旧天草町	2,607	85.46
	旧河浦町	3,837	119.30
荅北町		7,114	67.58
合計		156,236	1,008.63

※国土交通省国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」による。ただし、上天草市の旧町及び半島振興対策一部実施地域（宇城市、天草市）の面積については「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 現状及び課題

(1) 地域の実情

ア 人口

本地域の人口は、天草五橋開通前年の昭和40年の時点で255,284人であったのに対し、令和2年には156,236人と55年間で99,048人(38.7%)の減少をみている。平成22年から令和2年の10年間の減少率も13.1%と、県全体(4.4%)を大きく上回っており、人口減少が著しく進んでいる。

年齢別人口比率は、令和2年で、年少人口(0~14歳)が全体の11.4%、生産年齢人口(15~64歳)が49.4%、老年人口(65歳以上)が38.5%となっている。老年人口は、県全体(31.5%)を大きく上回っており、高齢化が進行している地域である。

また、4市1町のうち宇土市を除く、3市1町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受けている。(宇城市は(旧三角町、旧豊野町の区域のみ))

イ 交通通信

(交通)

本地域は、幹線道路(天草五橋幅員7.5m)一本で地域住民約16万人の生活を支えているという極めて特殊な立地条件にある。また、天草島しょ部には鉄道がないため、生活圏の重要な移動手段である自動車の交通量は橋梁部に集中する傾向にある。

さらに、九州縦貫自動車道(松橋IC)から最も遠い旧牛深市(天草市)までは、114kmの距離にあり所要時間は2.5時間を要し、阿蘇くまもと空港や九州縦貫自動車道の高速交通体系の利便性の低い地域ではあるが、本地域における高速交通手段の確保及び地域振興策の核として平成12年(2000年)3月にコンピューター空港として天草空港が開港した。

海上交通については、港湾施設の整備を年々行ってきたところであるが、近年求められている海上輸送の大型化や輸送時間の短縮化に対応できる整備水準には至っていない。

(情報通信)

超高速ブロードバンドの情報通信基盤の整備については、国や市町、民間事業者との連携により整備が進められている。しかしながら、大容量のデータを安定的に通信することができるFTTH等の令和5年度(2023年度)末の世帯カバー率は県内平均96.23%となっている中、半島地域のうち天草市では83.5%など整備が遅れている。

また、半島地域の中には携帯電話を利用できない地域が依然として存在する。

ウ 産業

本地域の産業別就業構造の構成は、令和2年（2020年）で第一次産業が12.4%、第二次産業が19.7%、第三次産業が67.9%であり、第一次産業の占める割合が県全体（8.8%）より高い。

また、本地域の一人あたりの所得は、令和4年（2022年）で2,475千円と県全体（2,857千円）の86.6%であり、特に天草島しよ部では2,350千円（県全体の82.3%）と水準が低い。

（農畜産業）

本地域では、温暖な気候を生かして農業生産が行われているが、耕地は宇土市等の一部に平坦地があるものの、傾斜地が多く、農業用水の確保が困難など厳しい条件下にある。

宇土半島部は、県内有数の柑橘地帯であり、平地部は、集約的な施設型農業への再編成が図られている。

天草島しよ部は、良質な早期米が栽培され産地化が図られている。また、畜産、野菜のほか花き等も栽培され多彩な農業が営まれているが、地形条件に恵まれず、経営規模も零細で農地や農業用水などの生産基盤の整備が遅れている。

また、農畜産業の労働力では、担い手の減少とともに、高齢化が急速に進行している状況にある。

（林業）

本地域の森林は、総面積の60%を占めているが、乾性及び弱乾性の褐色森林土が広く分布し、谷密度が高いなど土地条件には恵まれていない。また、他地域より人工林率が低く、路網等の生産基盤整備が遅れており、間伐等が遅れている森林が多数存在する。

水源かん養や木材の生産、半島地域特有の優れた自然景観を構成するなどの本地域の森林が持つ多面的機能の維持増進を図るため、適正な森林整備を進め、森林資源の循環利用を着実に推進する必要がある。

（水産業）

本地域の水産業は、有明海、八代海、天草灘等の豊かな漁場に恵まれ、天草島しよ部の基幹産業であるとともに、2023年漁業センサスによると県全体に占める就業者数の割合も62.4%と、県水産業の中心地域である。

特に、海面養殖は地形条件等に恵まれており、マダイ、ブリ、クルマエビ、真珠、ノリ等の養殖が盛んで全国有数の養殖産地となっている。

しかしながら、近年は水産資源の減少、魚価の低迷、赤潮による養殖業への被害の発生、漁業就業者の減少など水産業を取り巻く環境は厳しくなっている。

(商工業)

商業について、宇土半島部においては宇土市を中心に商圈が形成されているが、広域型商圈である熊本市と、大型商業施設が立地している嘉島町などへの購買の流出が見られる。天草島しょ部では、一部、熊本市への購買の流出が見られるが、全体としては、旧本渡市（天草市）を中心に独立した商圈を形成している。

現況は、令和3年（2021年）経済センサスによると、商店数2,395店、年間販売額は3,067億円で、一店舗あたり販売額は1億2,808万円と、県平均（2億5,891万円）の約半分にとどまっている。商店数は減少傾向にあるものの、一店舗あたり販売額は増加傾向を示している。

工業について、宇土半島部においては、輸送用機器や電気機器等、天草島しょ部においては、繊維や窯業等を主要産業として発展してきた。

現況は、令和3年（2021年）経済センサスによると、宇城市及び天草市の構成外地域を含め、事業所数323（対県シェア14.4%）、従業者数10,091人（同10.8%）、製造品出荷額2,938億円（同8.4%）であり、一事業所あたり製造品出荷額は9億975万円と、県全体の15億5,985万円を大きく下回っている。また、業種的には、食料品製造関連が事業所数全体の30.8%を占め、同地域の産業の中心となっている。

また、企業誘致については、これまで食品製造業や半導体関連製造業、輸送機器製造業等の立地が進んできた。近年はリモートワークの普及に伴い、IT・コンテンツ系企業の進出も進み、国の経済対策の効果もあって順調に推移している。一方で、生産拠点の海外移転や企業誘致を巡る国際間競争の激化などの課題もある。

エ 観光

本地域は、熊本県・長崎県両県にまたがる雲仙天草国立公園に指定されており、その風光明媚な海岸線やキリシタン文化に代表される南蛮文化、国の伝統的工芸品の指定を受けた陶磁器、新鮮な海の幸等多くの観光資源に恵まれ、県を代表する観光地のひとつとなっている。

また、美しい海と温暖な気候を活かし、海洋性スポーツやレジャーも年間を通して楽しむことができるとともに、天草エアラインの就航等により交通アクセスも向上し、九州各地からのアクセスにかかる時間的な制約も小さくなりつつある。

そのような中、「熊本県観光統計表」によると、本地域における最近10年間の宿泊客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した時期があったものの、コロナ禍前の水準まで回復している。

世界文化遺産登録や国際スポーツ大会等大型イベントの波及効果等も視野に入れ、「ようこそくまもと観光立県推進計画」に基づき、国内外からの観光客の誘致など本地域の観光振興に取り組んでいる。

オ 就業

少子高齢化の進展により生産年齢人口は減少を続けており、令和2年（2020年）の国勢調査では、人口全体に占める割合は49.4%と県全体（55.1%）より低く、地域経済を支える労働力の確保が課題である。

また、令和7年（2025年）3月の新規高卒者の県内就職率について、本県は67.1%と全国で7番目に低い数値であり、若年層の地域外への流出により地域経済に与える影響が懸念される。

さらに、有効求人倍率については、令和7年（2025年）4月時点で、県全体の有効求人倍率が1.13のところ、本地域においては、宇城地域（旧三角町及び旧不知火町を含む宇城市のほか、宇土市、下益城郡及び熊本市の一部を含む）で1.06、天草地域（天草市、上天草市及び苓北町）では1.00と県内で最も低い値となっている。企業数が少ない本地域については、雇用の受け皿不足を解消するための雇用の創出が課題である。

カ 水資源

本地域は、平地が少なく河川の規模も小さく地下水にも恵まれていないことから、安定的な水源の確保が求められてきた。

本地域には、生活用水、工業用水及び農業用水用のダムとして15基のダム（県：完成10基、市町：完成5基）が建設されており、利水容量は約9,100千 m^3 である。

また、宇土市及び上天草市、旧倉岳町（天草市）の3市の上水道が、他地域から送水を受けており、送水量は日量約10,950 m^3 となっている。

水源かん養のための森林整備や限りある水の有効・循環利用を進めるとともに、渇水や災害等の危機対策に取り組んでいる。

キ 都市・生活環境

（都市構想）

半島地域における貴重な平地部には、地域の拠点となる市街地を含む都市が形成されているが、都市基盤整備の立ち遅れ等により、人口が県央都市圏に流出し、人口減少・高齢化、地域活力の低下が進行している状況にある。

また、天草市、宇土市、宇城市において都市計画区域が指定されており、地域の中心となる市街地の都市基盤の整備が求められている。

（生活環境）

半島及び島しょ部の特徴として地下水が乏しいため、水源を表流水等に求めざるを得ない状況である。一部の地域では、水道用水供給事業により安定的な水道水の確保が実現しているが、それ以外の地域では、渇水期の水不足や降雨時の濁り等、水量・水質の両面において不安定であり、安全で安定的な飲用水を確保す

るためには、水道の整備を促進する必要がある。

本地域の汚水処理人口普及率は74.3%（令和6年）であり、県全体の90.5%に比べて大きく下回っている。このため、地域の生活環境の改善に加え、公共用水域の水質を保全するためにも、生活排水処理対策事業の更なる推進を図る必要がある。

ク 医療・福祉

（医療）

本地域は、対人口比医師数が県平均より低い水準にあり、また、医師の地域的偏在が見られる。特に、天草島しょ部については、地理的な制約から、他の医療圏と医療提供体制を相互補完することが困難な状況にある。

（高齢者福祉）

本地域における65歳以上の高齢者数は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）によると宇城市及び天草島しょ部では2025年（団塊の世代が75歳以上となる年）にピークを迎え、宇土市では2040年にピークを迎えると推計されている。

高齢化率は今後も上昇を続け、2040年には本地域の高齢化率が県全体の36.7%を上回り、介護と医療の双方にわたる複合的なニーズを抱える高齢者の増加が見込まれる。

（児童福祉・障がい者福祉）

本地域は、令和2年（2020年）の国勢調査では、人口全体に占める年少人口の割合が11.4%と県全体（13.3%）より低く、少子化が進んでいる地域である。また、核家族化・地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増加するとともに、共働き世帯の増加等に伴い保育ニーズも増大している。

障がい者福祉については、地域における障害福祉サービスの提供体制が十分ではない状況にある。

ケ 教育・文化

教育については、年少人口の減少と市街地周辺への人口集中に伴い、今後も入学者の減少が見込まれる中、存続が困難となる学校が出てくるおそれがある。

また、本地域は、歴史・文化的には、キリシタン文化をはじめ外国文化の影響を受けた文化圏を有している。現在でも、それに関連した史跡や資料など多数の歴史遺産が残っている。

その他にも伝統芸能、文化的景観、食文化など特色ある地域の文化資源が存在するが、近年は過疎化、少子高齢化、住民意識等の変化により継承が危ぶまれ、

地域の活力の衰退が懸念されている。

コ 自然環境・再生可能エネルギー

本県は、令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」を宣言した。

宇土天草地域においては、太陽光、風力、中小水力、バイオマスなど多様な再生可能エネルギー資源が豊富に存在し、再エネ導入のポテンシャルは高い。一方、再エネ電源を接続する送電線の容量が足りない場合があるという課題があるほか、開発に関し、自然環境や景観への影響への懸念の声が寄せられるケースも生じている。

サ 移住・交流等

少子高齢化と人口流出が進む半島地域においては、農林畜水産業や商工業等の産業活動、地域活動を担う人材不足が深刻化しており、地域の活力が減少し魅力が低下することで、更に人口が流出する負のスパイラルが見られる。

一方、人々の働き方や価値観、生活様式は大きく変化し、それに伴い自然環境に恵まれた地方への関心が高まっている。

シ 半島防災

本地域における自主防災組織率は、令和6年（2024年）4月現在、全国平均85.4%、県全体88.0%に対し、宇土市89.8%、宇城市74.9%、上天草市98.0%、天草市100%、苓北町92.1%となっており、一部平均を下回っていることから、地域防災リーダー養成講座の開催や自主防災組織活動支援員の派遣など、組織率向上に向けて取組みを進めている。

また、令和7年8月豪雨では、本地域においても広範囲にわたり甚大な被害が生じており、今後、復旧・復興プランに基づき、被災者支援や防災・減災の取組みを進め、復旧・復興を力強く推進していく。

ス 周辺地域との関連

宇土半島部は、国道3号及び57号、JR鹿児島本線及び三角線の分岐点にあたる交通の要所であるとともに、半島島しょ部と県内の主要地域を結ぶ重要な地域である。生活圏としては、地理的に熊本市に近く、熊本市を中心とした熊本中央生活圏に属している。そのため、熊本市内への通勤・通学者も多く、特に宇土市ではベッドタウン化が進んでいる。

天草島しょ部は、旧本渡市（天草市）や旧牛深市（天草市）等を中心に独自の生活圏を有しており、地理的に長崎県、鹿児島県に近いこともあって、古来から

文化、経済的に交流が盛んである。また、このような地理的条件と豊富な観光資源を有していることなどから、熊本県内の観光や海洋レジャー基地としてだけでなく、九州横断観光ルート（大分―熊本―天草―長崎）、九州西海岸ルート（鹿児島―天草―長崎）の拠点としての重要な役割を持っている。さらに、天草地域は、質、量ともに世界有数といわれる陶石を有しており、有田焼など高級磁器原料の供給基地となっている。

（２） 地域の課題

本地域は、人口減少と高齢化が急速に進んでいる。少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少しており、地域経済を支える労働力の確保が課題となっている。また、若年層の流出による地域経済に与える影響も懸念されている。農林畜水産業では高齢化などにより担い手が不足しており、基盤整備も遅れている。また、商工業では、購買の都市部への流出や製造品出荷額の低さが課題となっている。さらに、企業数が少ない本地域では、雇用の受け皿不足を解消するための雇用の創出が課題となっている。

交通・通信面では、幹線道路に依存しており、高速交通体系の利便性が低い。また、情報通信基盤も県平均と比較して整備が遅れている。生活環境面では、水資源の乏しさに加え、汚水処理普及率の低さが課題となっている。医療・福祉分野では医師不足や地域的偏在に加え、高齢化の進行により介護・医療ニーズが複合化している。さらに、核家族化や地域とのつながりの希薄化による子育てに関する不安や孤立感への対応、障がい者福祉サービスの提供体制も十分に整っていないことが課題となっている。

教育・文化面では少子化により学校存続が困難となる学校が出てくるおそれがあるほか、特色ある地域の伝統文化資源の継承が危ぶまれている。自然環境・再生可能エネルギー分野においては、導入のポテンシャルは高いものの、送電線容量の不足や景観への影響が懸念されている。さらに、防災面では自主防災組織率の向上を図るとともに、令和7年8月豪雨災害からの復旧・復興を着実に推進していくことが求められている。

これらの課題を踏まえ、「自立的発展の促進」、「地域住民の生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」、「地方創生」の6つの観点から本地域の振興に向けた取組を進めていく必要がある。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

ア 自立的発展の促進

本地域の自立的発展には、住民及び定住を希望する UIJ ターン者の雇用機会の確保等を行うことが重要なため、本地域の地理的、自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による観光・交流促進や生活環境の確保等を行い、本地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資する取組を推進する。

イ 地域住民の生活の向上

本地域における住民の生活の安定に資するため、豊かな自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備を推進する。また、高齢化が進展している本地域の現状を踏まえ、医療・介護サービス・福祉サービス等の確保や子育て環境の整備を推進する。さらに、環境負荷を低減した地域社会の実現のため、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

高齢化や人口減少が特に進展している集落においても、住民が日常生活を営むための必要な環境の維持を推進する。

ウ 定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している本地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげる。また、二地域居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 2 条第 1 項第 1 号ハの特定居住をいう。以下同じ。）を行う者をはじめとする関係人口のような人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加につながることを期待される。さらに、本地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、本地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、本地域内外の交流及び連携を推進する。

エ 半島防災

令和 7 年 4 月に全面施行された半島振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 10 号。以下「改正半島振興法」という。）では、目的規定に半島防災の推進が追加され、新設された基本理念で半島防災のための施策が国土強靱化の理念を踏まえ、着実に実施されることが規定された。

このことを踏まえ、本地域における地理的特性に応じた防災、すなわち半島防災の推進は極めて重要である。

そのため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念を踏まえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進する。

また、令和7年8月豪雨災害を踏まえ、今後、激甚化、頻発化する豪雨災害等に備え、さらなる災害対応力の向上に取り組む。

オ 国土の均衡ある発展

本地域は、平坦地が少なく、宇土半島部と天草島しょ部が天草五橋によって結ばれた極めて特殊な立地条件下にある地域で、条件不利性を抱えている。高規格道路の整備等災害に強い道路ネットワークの構築や水資源の安定的な確保と適正な利用の推進などを通して、国土の均衡ある発展に資するものとする。

カ 地方創生

改正半島振興法では目的規定に地方創生が追加されたことも踏まえて、本地域においても個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用し、産業振興と自然環境の調和を図りながら、県内産業全体への波及、交流人口の拡大など、経済と県民生活への様々な効果の最大化を図り、将来に向けた地域活力の創生を推進する。

【数値目標】

本地域における令和16年（2034年）の社会減については令和6年（2024年）の社会減（655人）を維持する。

※宇城市のうち旧松橋町・旧小川町・旧豊野町、天草市のうち旧御所浦町を含む。

※「くまもと新時代共創総合戦略」の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 重点施策

以上のような基本的方向に沿って、令和7年度（2025年度）からおおむね10年間を計画期間とし、以下の点を重点施策として推進する。

I 安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり

本地域において住民が安全で快適な生活を送り、地域産業の振興や他地域との交流・連携を行っていくための基礎的条件として、交通通信の確保、都市・生活環境の整備、水資源の開発利用、自然環境の保全が重要であることから、今後とも引き続きこうした基盤づくりを推進する。

II 地域資源を活かした産業の振興及び人材確保・育成

本地域は、海に囲まれた環境と温暖な気候、豊かな自然や産物、キリシタンの歴史といった独自の文化など恵まれた地域資源を有している。これらの資源を生かし、基幹産業である農林畜水産業に加え、産業の振興を図るとともに、第一次産業と連携した観光の開発や、就業の促進、地域間交流の促進を図ることで、人材の確保・育成につなげ、移住・定住及び二地域居住の促進に取り組み、自立的な地域社会の実現を推進する。

III 安心して暮らせる地域社会の形成

本地域は県内でも特に高齢化が進んでおり、また、誰もが地域社会の一員として生きがいを持って安心して暮らすために、医療を始めとした地域保健福祉の充実を図るとともに、教育及び文化の振興、再生可能エネルギーの利用促進、国土保全施設等の整備を図る。さらに、災害時に住民の孤立が発生しやすいという半島特有の地理的条件を踏まえ、国土強靱化の理念に基づいた「半島防災」の施策を着実に推進し、防災体制の強化を図る。

第2 振興計画

I 安全で快適な生活と産業振興のための基盤づくり

1 交通通信の確保

交通通信の確保の方針

(交通)

本地域は、幹線道路一本（天草五橋、幅員7.5m）で地域住民16万人の生活を支えているという、極めて特殊な立地条件にある。また、本地域は、九州縦貫自動車道（松橋IC）から旧本渡市（天草市）までが約80km、旧牛深市（天草市）まで約114km、所要時間は2.5時間を要し、高速交通体系の利便性の低い地域である。

一方、本県では、均衡ある県土づくりを進めるために、県内の幹線道路網の強化を図ることとしている。

従って、本地域の道路交通網の整備については、高規格道路、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路、域内の生活、産業ルートなどの整備を進めるとともに、大分、宮崎、長崎、鹿児島等を結ぶ広域観光ルートの整備を進める。

なお、これらの道路整備にあたっては、本地域の道路交通事情を考慮して、本地域及びその周辺地域の交通環境に及ぼす影響を十分に配慮して進めるとともに、必要な交通安全施設等の整備を図っていく。

また、半島地域の地理的特性を生かし、海、空の活用を含めた多角的な交通体系の確立に努めるとともに、半島地域の防災力向上と国土強靱化を推進する。

(情報通信)

情報通信基盤は、地域の抱える地理的な格差を克服し、観光、産業、地域振興等を図る上で有効な手段である。

今後、超高速ブロードバンドの情報通信基盤について、サービス未提供地域の解消を図るため、市町と協力しながら民間事業者等へ整備を働きかけていく。また、少子高齢化により人口減少が著しい同地域においては、情報通信基盤を利用した産業、医療福祉、文化活動、交通弱者への移動手段確保などの生活の利便性向上等、都市部との地域間格差を是正するために必要な仕組みづくり等を支援していく。

また、行政事務の効率化と住民サービスの向上に向け、行政デジタル化の一層の推進とデジタル化を支える地域の人材育成に取り組む。

(1) 交通施設の整備

ア 道路交通網の整備

(ア) 高規格道路の整備

半島地域と熊本都市圏との交流・連携を強化するとともに、重要港湾である熊本港や三角港、さらには阿蘇くまもと空港等の広域交通拠点を相互に連結する道路として、高規格道路である熊本天草幹線道路の整備を進める。

(イ) 広域観光拠点ネットワーク道路の整備

大分、宮崎、長崎、鹿児島を結ぶ広域観光ルートの整備を目指し、高規格道路としての役割が期待される島原天草長島連絡道路の実現に向けて熟度を高めるとともに、八代・天草シーライン構想についても推進する。

(ウ) 幹線道路の整備

現在、本地域へのアクセス道路及び地域の幹線道路となっている国道3号（宇土市内）、国道57号（宇土市—旧三角町（宇城市）間）、国道266号（旧三角町（宇城市）—旧松島町（上天草市）間、旧本渡市（天草市）—旧牛深市（天草市）間）、国道324号（旧松島町（上天草市）—旧本渡市（天草市）間）の整備を促進する。

(エ) 半島を循環する主要な道路の整備

半島一周ルートを形成する道路として、国道266号（旧不知火町（宇城市）—旧三角町（宇城市）間、旧松島町（上天草市）—旧本渡市（天草市）間）、国道324号（旧本渡市（天草市）—荅北町間）、国道389号（旧河浦町（天草市）—荅北町間）及び主要地方道本渡牛深線の整備を推進する。

(オ) 生活道路の整備

域内の生活、産業のルートとして、重要な役割を果たしている国道501号及び主要地方道本渡下田線、松島馬場線、牛深天草線、本渡荅北線、本渡五和線、有明倉岳線、宇土不知火線の整備を推進する。

また、港湾、空港等の拠点施設と生活圏を結ぶ路線や半島を縦横断する県道の整備を促進するとともに、市町村道については、国道、県道との有機的な連携に向けて支援する。

イ 海上交通網の整備

(ア)海上交通網の整備

本地域の交通体系の中で、海上交通は重要な役割を果たしているため、天草島しょ部と各地域を結ぶ航路を含めた地域の総合的な活性化に向けて、検討を進める。

(イ)港湾の整備

重要港湾である三角港については、宇土、天草地域の産業に直結した海上輸送の拠点港として、また、阿蘇から天草雲仙に至る観光ルートの交通結節点及び世界文化遺産の構成資産を含む西港地区の歴史的資源を活かした観光拠点港として、市民や観光客の交流の場となるよう整備を進め、美しく親しまれる港づくりを促進する。

本渡港については、令和7年（2025年）2月に改訂した「本渡港港湾計画」に基づき、観光・交流・情報発信の拠点及び陸と海の交通拠点となるよう整備を進め、港を核としたまちづくりを促進する。

また、合津港等の地方港湾については、地場産業等の振興を図るための係留施設などの整備や、既存ストックを安全かつ持続的に活用するための防災・減災対策及び老朽化対策を促進する。

ウ 地域空港ネットワークの形成

天草空港については、福岡空港、阿蘇くまもと空港、大阪（伊丹）空港との航空ネットワークが形成されており、これらのネットワークを活用した他地域との交流の促進を図る。

また、天草空港を拠点に運航する天草エアラインにおいては、新型コロナウイルス感染症や燃料・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続いており、収益改善を図るため、次期中期経営計画を策定。今後、本計画に基づき、安全・安定運航の継続のため、引き続き地元市町等と連携し支援を行う。

(2) 地域における移動手段の確保

地域住民の足として、路線バス等の公共交通は必要不可欠であり、県民の多様な移動ニーズに対応するため、市町における既存のコミュニティ交通のより効率的な運用など、地域の実情に応じた公共交通手段の確保に取り組む。

また、本地域の交通体系の中で、海上交通は重要な役割を果たしているため、天草島しょ部と各地域を結ぶ航路を含めた地域の総合的な活性化に向けて、検討を進める。

(3) 情報通信関連施設の整備

市町が所有する防災無線等のデジタル化を進め機能強化を図り、安心・安全なまちづくりを進めていく。

また、情報通信基盤を活用して、遠隔地で学習講座を受講するための教育環境の整備、遠隔地の医療機関と本地域の医療機関とを結んだ遠隔医療環境の整備などの取組みを促進する。

さらに、住民のニーズを捉えて、総合的、広域的視点から調査・検討を進め、地域に有用なシステムの導入を図るなど域内の行政デジタル化の実現に向けた取組みを行う。

2 都市・生活環境の整備

都市・生活環境の整備の方針

生活様式の都市化や多様化、また、高齢者の増加等社会環境の変化に伴い、豊かで潤いのある生活環境の形成が重要な課題である。

このため、生活環境の整備あたっては、本地域の恵まれた自然、美しい景観と調和を図りながら、上水道や生活排水処理施設の整備など総合的な都市・生活基盤の整備を促進する。

(水道施設等)

本地域は、地下水が乏しいため、安全で安定的な飲用水を確保するためには、水道の未普及地域における施設整備を促進していく必要がある。

また、既設の水道事業についても、水質の低下や施設の老朽化等各事業の実態に応じて、施設の更新等の確な対応を支援していく。

(生活排水処理施設)

公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設は、汚水の排除及び処理、便所の水洗化といった生活環境の改善のみならず、公共用水域の水質保全、雨水の排除による浸水の防除などその役割は多方面にわたり、水環境の重要な構成要素である。住民が健康で安全かつ快適な生活をするうえで欠くことのできない基幹的な社会基盤であることから未普及地域について事業の推進を図る。

(廃棄物処理施設)

本地域において循環型社会の形成を促進するため、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用を推進する。また、ごみ、し尿処理については、広域的な視点に立った総合的かつ効率的な処理体制を構築していくとともに計画的な施設整備により、その適正処理を推進する。

(住宅)

熊本県及び市町村住宅マスタープランに基づき、地方定住対策や、こどもや高齢者が安心して暮らすことができる住宅の整備を進める。また、地域産材の活用等、地域のニーズに対応した良好な住宅や、空き家等の対策を含めた住環境の整備を促進する。

(都市基盤)

半島地域における貴重な平地部には、地域の拠点となる市街地を含む都市が形成されているが、都市基盤整備の立ち遅れ等により、人口が県央都市圏に流出し、人口減少・高齢化、地域活力の低下が進行している状況にある。このため、半島地域における都市の生活基盤の整備等を効率的に進めるとともに、都市間又は都市とその周辺拠点との円滑なネットワークの構築を進め、宇土天草地域の魅力ある景観を生かした特色あるまちづくりを進めることが重要となる。

もっとも、基盤整備に当たっては、本地域に多く存在する自然豊かな景観を保全しつつ、都市機能と自然との調和が求められる。

(地域安全対策)

本地域は、県内でも有数の交通の要所や、県を代表する行楽地を有する地域性から、年間を通じて事件・事故が発生している状況にある。また、高齢化の進行に伴い、高齢者が被害者となる事件・事故の増加が懸念されるとともに、三方を海に囲まれた地理条件から、不法入国、密輸など、住民の安全・安心な生活環境の維持に多大な影響を与える事件が発生するおそれがある。

そのため、本地域の住民が安全で安心して暮らせる社会環境が保証されるよう、住民と自治体、警察等が一体となり、犯罪の起きにくい社会環境の整備や、安全・安心な交通環境の整備等を積極的に推進する。

※ 法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「こども」と表記しています。

(1) 水道施設、生活排水処理施設等の整備

ア 水道施設等の整備

関係市町においては、国庫補助金等を活用しながら水道施設の整備に取り組んでいる。

また、水道事業においては広域化が今後の課題であるため、簡易水道の統合や管理業務の一体化等の取組も推進していく。

イ 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備にあたっては、令和3年(2021年)に策定した「くまもと生活排水処理構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、し尿処理施

設、合併処理浄化槽等、それぞれの地域の実情に合わせた経済的かつ効率的な手法による施設の整備と維持更新を進める。

ウ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、広域的な視点に立った総合的かつ効率的な処理体制を構築し、国の交付金等を活用しながら計画的な整備を進める。

海洋ごみの処理については、平成23年度に策定した「熊本県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、関係市町等と連携、協働を図り、海洋ごみの回収・処理及び発生抑制に係る啓発活動について推進する。

(2) 住宅関連対策

現在、本地域には約3,200戸の公営住宅等が整備されているが、ゆとりと活力のある快適な生活が送れるよう、熊本県及び市町村住宅マスタープランに基づき、社会資本整備総合交付金等を活用し、地方定住や少子高齢化対策、地域産材の活用等、地域のニーズに対応した良好な公営住宅等の普及に努める。

(3) 都市基盤の整備

本地域については、天草市、宇土市、宇城市において都市計画区域が指定されており、地域の中心となる市街地の都市基盤の整備が求められている。このため、これらの地域については、人口減少・高齢化という現状を踏まえ、都市基盤の根幹となる都市計画道路や都市公園等の積極的な整備をさらに促進する。

また、上天草市については、都市化の動向を勘案して、必要に応じて都市計画区域を指定し、各種都市基盤の整備を進め、地域住民の生活レベルの向上を促進する。

なお、各種都市基盤の整備については、天草の特色ある景観に十分に配慮し、豊かな自然と調和するよう事業を進めることが求められる。

(4) 地域安全対策の推進

安全で安心して暮らせる生活環境は、定住や交流の促進を図り、本地域の振興を進めていく上で重要な要素である。このため、警察、自治体、防犯ボランティア団体、事業者、住民等が連携して、防犯パトロールの強化、自主防犯意識の向上のための広報啓発活動、防犯カメラ等の防犯設備の設置促進等を推進する。

また、被害に遭いやすい子どもや高齢者を事件・事故から守るため、防犯意識の向上につながる取組や、地域の実情に即した交通安全施設等を整備する。

(5) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・高齢化に伴い、福祉の担い手不足や、いわゆる買い物難民の増加など住民の生活に必要な生活サービス機能の提供に支障が生じてくる恐れがある。

このため、地域の誰もが気軽に集い、支え合う「地域の縁がわ」の更なる普及や、地域住民や民間事業者等が参画した組織的な見守り活動を発展させる形で買い物支援・外出支援等を充実させ、市町等と連携して生活支援を推進する。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心していきいきと暮らすことができる住まいの実現に向けて、医療、福祉、商業等の機能が集約した地域（小さな拠点）に、サービス付き高齢者向け住宅が効率良く供給されるよう支援を行い、持続可能な地域づくりを推進する。

ア 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

特に人口の減少、高齢化が進展している集落において、生活環境の維持等ができるよう、市町が実施する地域・集落の抱える身近な生活課題を解決するための取組を支援するとともに、市町が地域・集落の実情に応じた維持・活性化の取組を効果的に進めることができるよう、先進事例の紹介や活用可能な制度の情報提供等の助言を行う。

イ 感染症が発生した場合等における住民生活の安定を図るための方策

県民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、身体的、精神的及び社会的な健康を確保することが重要である。

このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切替えを円滑に行い、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

3 水資源の開発利用

水資源の開発及び利用の方針

本地域は、半島及び島しょ部という地理的条件から河川や地下水に恵まれておらず、安定的な水資源の確保が求められてきた。

今後の水需要については、当面、需要量が増加する状況とは認められないものの、水の公共的側面を重視し、かつ水は有限であるとともに、環境を構成する基本的な循環資源であることを踏まえ、長期的・広域的展望に立った水利用の合理化を進める。

(1) 水資源の確保対策

本地域の水資源の確保は、生活用水、工業用水及び農業用水供給のためのダムの建設や生活用水供給のための他地域からの送水など対応が図られてきた。今後は、節水や水利用の合理化等により、できる限り抑制に努め、既存水源の有効活用等により水源の確保を図る。

また、本地域は、総面積の60%を森林が占めており、これらの森林を適正に整備・管理して、水源かん養機能の保全を図っていく。

(2) 水資源の利用

渇水、災害時等の水不足を解消するにあたっては、生活用水、工業用水及び農業用水の節水や循環利用を推進する。

また、水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに動植物などの生態系にも貴重な役割を果たしており、潤いのある地域をつくるために、貴重な水辺環境の保全に取り組む。

4 自然環境の保全

自然環境保全の方針

本地域は、海岸線が長く変化に富んでおり、対馬海流の影響により気候が温暖で、多様性に富んだ動植物が多く生息・生育している。また、有明海・八代海に面した海岸は干満の差が大きく、湾奥部等では干潟が発達し、県内でも特色ある自然環境が形成されている。

この優れた自然環境の保全を図るため、今後とも定期的、継続的な調査を基に状況に応じた保護と適正な利用を図るとともに、自然とのふれあいの促進やよりよい環境の創造のための施策を進める。

(1) 自然環境保全のための方策

本地域は変化に富んだ自然が形成されているが、自然環境は一度破壊されれば修復が困難であるため、公共事業等の開発行為においては事業主体が十分な事前調査を行い、できる限り自然環境に影響を与えないよう細心の配慮をして事業を執行することが肝要である。

また、自然環境保全は県民の英知と様々な分野の協力で達成されるものであり、地域住民や県民の熱意と支援・協力体制の確立、環境教育の推進等の自然環境保全のための啓発普及に努めるとともに体制整備を推進する。

II 地域資源を活かした産業の振興及び人材確保・育成

1 産業の振興

産業の振興の方針

(農林畜水産業の振興)

基幹産業である農林畜水産業の振興については、「食のみやこ熊本県」の創造に向けて、豊かな食文化を活かし、担い手の確保・育成、高付加価値化をはじめとする「稼げる農林畜水産業」の実現に取り組む。

・農畜産業

本地域は、温暖な気候を活かした農業生産が行われているが、耕地は、宇土市等の一部に平坦地があるものの、全体として傾斜地が多く、土壌は作土層が薄く痩せており、農業用水の確保が困難など厳しい条件下にある。また、農業労働力では、担い手が減少するとともに、高齢化が急速に進行している。

このような状況のもと、本地域における農業の振興を図るためには、農業生産の担い手の確保・育成とともに、温暖な気候条件を活かした営農体系の確立を図ることが重要であることから、傾斜地では、柑橘類を中心とした果樹産地を育成・強化するとともに、放牧利用により傾斜地を有効活用した持続可能な肉用牛繁殖経営の推進、有機農業や小物野菜などの付加価値の高い農業を推進し、また、平坦地では、早期水稲や野菜・花き・施設果樹等を組み合わせた活力のある水田農業を推進する必要がある。

このため、今後は、担い手への農地集積を加速化し優良農地の確保を図りながら、土づくりを基本とした化学肥料及び化学合成農薬削減等の取組み（くまもとグリーン農業）や水田有効活用の取組みなどの地下水と土を育む農業を推進するとともに、田・樹園地等の整備や農道・作業道の整備、農業用水の確保とかんがい排水施設の整備等地域の実態に即した農業生産基盤の整備を進める。

また、地域農業の担い手確保のため、新規就農者や認定農業者、地域営農組織等多様な担い手の育成に努める。さらに、地域特産物としてのブランド化を目指し、優良品種や商品性の高い品目の導入、加工品の開発などを進める。

・林業

本地域は、地形的に起伏に富み、急峻なところが多い。また、他地域に比べて人工林率も低く、所有形態も小規模分散型であり、間伐等が必要な森林が多数存在することから、森林の集約化や機械化を進め、適正な森林整備を推進してきたところである。

今後は、近年高まりつつある木材需要につなげるため、森林施業の集約化を加速させるとともに、再生林や間伐等の適正な森林整備を進め、森林資源の循環利用を推進する。さらに、林道・森林作業道等の基盤整備や林業の担い手育成・確保に努めるとともに、地域材の産地化等を図るため、生産から加工・流通に至る一貫した安定供給体制づくりを推進する。

・水産業

近年は、頻発化する赤潮による養殖業への甚大な漁業被害に加え、水産資源の減少や生産資材の高騰、漁業就業者の減少や高齢化などにより、本県の水産業は厳しい状況に直面している。

このような状況に対応し、海洋環境の変化に強い「くまもとの水産業」の実現を目指し、頻発化する赤潮に対しては、国や市町、漁業関係者と連携し、有害赤潮の早期発見や発生予測、被害低減技術の確立、効果的かつ経済的な防除技術の開発等に取り組む。併せて、水産資源の減少に対応するため、種苗放流や藻場・干潟などの漁場環境の改善に取り組み、持続的な漁業・養殖業の推進を図る。

また、担い手の確保・育成のため、新規就業者に対する就業前から就業後までのワンストップの支援や、経営発展を目指す漁業者への支援、高校生を対象とした特別授業等に取り組むほか、ICTを活用したスマート水産業の導入等により漁業の労働効率化を進め、水産業を支える人づくりを推進する。なお、漁業協同組合に対しては、効率的な事業運営体制の構築等を通じて経営基盤の充実・強化を図る。

さらに、稼げる水産業の推進のため、地域水産物のブランド化や加工品開発、直販や輸出促進の取組みにより、消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物供給体制を整備し、生産・加工・流通対策の強化を図る。

加えて、漁港施設の整備、増殖場・魚礁などの漁場の整備を進めるとともに、漁村の地域資源の価値や魅力を活かした海業を推進し、漁村の活性化を図る。

(商業)

宇土半島部においては、宇土市を中心に商圈を形成しているものの、熊本市や嘉島町へかなりの購買が流出しており、天草島しょ部においては、地理的条件により独立した商圈を有しているものの他の市町村からの購買の流入がほとんど見られず、いずれも大幅な拡大は望めない状況にある。

人口減少や消費者ニーズの多様化等により、商店街をはじめとした地域商業を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられるが、商業機能のみならず、地域の歴史・文化の継承、高齢者や子育て支援などのコミュニティ機能を担う商店街の活性化は、まちづくりの観点からも重要な課題である。今後も、地域の特性や資源を活かした魅力ある商店街づくりを進める。

(工業)

本地域の工業は、宇土半島部においては、プラスチックや電子部品、輸送用機器を、天草島しょ部においては、繊維や窯業等をそれぞれ主要産業とし発展してきたが、零細企業が多く、下請型、労働集約型のウエイトが高い。

また、企業誘致については、これまで食品製造業や半導体関連製造業、輸送機器製造業等の立地が進んできた。近年はリモートワークの普及に伴い、IT・コンテンツ系企業の進出も進み、国の経済対策の効果もあり、順調に推移している。一方

で、生産拠点の海外移転や企業誘致を巡る国際間競争の激化などの課題もある。

雇用機会の少ない本地域において、工業が雇用面、経済面に及ぼす影響は大きく、地域経済の発展に重要な役割を担っている。経済のグローバル化の進展に伴う経営環境の変化などにより、産業構造の転換を余儀なくされることが予想されるため、これまで以上に工業の技術力の強化、高度化、新分野進出等を推進し、地場産業の育成を図る。

あわせて、九州縦貫自動車道松橋 I Cや現在整備中の高規格道路（熊本天草幹線道路） I C周辺、三角港などの交通インフラを活かした流通産業や地域資源に関連した業種を中心に企業誘致を推進する。

（1）農畜産業の振興

ア 立地を活かした多彩な農業生産の展開

本地域においては、温暖な気候を活かして多彩な農業生産を展開していくこととする。

米については、多様なニーズに対応した売れる米づくりを推進し、消費者や市場を重視した安全安心で高品質、良食味の米生産技術の徹底と低コスト生産及び販売体制の整備を進める。

果樹については、省力化・低コスト化推進のため、園地の利用調整などによる園地再編・基盤整備を推進しつつ、「肥の豊」等需要が見込める品種の導入、施設栽培の拡大を進めるとともに、多様な消費者ニーズに対応できる生産出荷体制の整備を図り、産地の構造改革を進める。

また、野菜については、安全で安心な栽培を基本とし、新技術導入によるきゅうり等施設野菜の生産性向上・レタス等露地野菜の作柄安定等のための生産基盤の整備や効率的な集出荷体制の整備を進める。

花きについては、トルコギキョウ、宿根カスミソウ、洋ランなど需要拡大が見込まれる品目の生産性向上・作柄安定等のための施設の高度化や新技術の導入を進める。

畜産については、耕作放棄地や不作付地の採草・放牧利用による地域資源に立脚した畜産経営を推進する。また、堆肥舎やストックヤードの整備等を推進し、耕種農家と畜産農家の連携による土づくりの推進を図る。

イ 農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備については、まとまった農地の集積を加速化することにより農業の競争力を強化するため、平地では農地の大区画化や用排水対策等を推進するとともに、中山間地では畑・樹園地の整備やかんがい施設、農道など地域のニーズを踏まえたきめ細かい整備を推進する。

ウ 多様な担い手の確保と育成

多様な担い手の確保・育成のため、次代の地域農業を担う新規就農者への支援に重点的に取り組む。また、意欲ある農業者については地域農業の核となる認定農業者に誘導し、経営改善や円滑な経営継承を支援するとともに、経営の法人化を推進する。

また、米・麦・大豆等の土地利用型農業については、地域営農組織の育成に取り組み、組織リーダーの育成を通じ、新たな組織づくりや法人化を促進するほか、畜産農家の高齢化に対応するため、飼料生産にかかるコントラクターや肉用牛ヘルパー等の外部支援組織の育成を図る。

さらに、農業経営や地域における意思決定の場への女性の参画を促進する。

(2) 林業の振興

ア 生産基盤の整備

林業施設の集約化や素材生産コストの低減を図るため、森林環境保全整備事業等を活用し、林道・森林作業道等の整備を推進する。

イ 森林の適正な整備

森林の適正な整備と地域森林資源の循環利用を推進するため、施業の集約化を図るとともに、森林環境保全整備事業等を活用し、再造林や保育、間伐等を実施する。さらに、森林が持つ公益的機能を維持増進させるため、育成複層林の造成などを行う。

ウ 林業担い手育成確保対策の推進

森林整備を適切に進め、林業生産活動を継続するため、林業担い手の社会保険等加入促進による就業環境の整備や、若年層、Uターン者等の新規就業者の参入支援等を行う。

エ 効率的な生産体制と需要に応じた流通体制の整備

地域産材の低コスト安定供給体制を確立するため、高性能林業機械等の機械化の推進及び製材加工施設の更新・拡充や付加価値を高める高次加工化を推進するとともに、供給者と需要者の情報の共有化によるマーケットインの流通体制の整備を推進する。

オ 特用林産物の振興

シイタケ・タケノコ等の特用林産物の振興を図るため、竹林の園地化等による生

産量の増大や温暖な気候を利用した早堀りタケノコ・原木しいたけの生産等を推進するとともに、生産者の組織化及び生産体制の整備を図る。

また、本地域においては広葉樹の占める割合が大きく、これらの広葉樹資源を活かした木炭生産などが行われており、さらに生産拡大を図るとともに、特用林産物における新たな産物の堀り起こしを進める。

(3) 水産業の振興

ア 漁業・養殖業の振興

新たな資源管理システムの導入等による資源管理型漁業や種苗放流などの栽培漁業の取組みを推進する。

また、喫緊の課題である頻発化する赤潮への対応として、魚類養殖においては、赤潮監視ネットワークによる有害赤潮の早期発見、迅速な防除対策の実施と足し網等を活用した被害軽減対策、赤潮の発生予測や被害低減技術の確立、効果的かつ経済的な防除技術の開発について、国や関係県、漁業関係者と連携して取り組む。

イ 水産業を支える人づくり

漁村を担う人材の確保・育成を目指し、新規漁業就業者の確保・育成や地域のリーダーである漁業士の育成、漁業者と地域住民が連携して行う魚食普及の取組み、ICTを活用したスマート水産業の導入などによる漁業の労働効率化、外国人材、女性や高齢者の活用などに取り組む。

ウ 稼げる水産業の推進と販売体制の整備

「食のみやこ熊本県」の創造による稼げる水産業の推進のため、県産水産物の国内販売を強化するとともに、アメリカや香港等の既存輸出国・地域への養殖水産物の輸出の更なる拡大や新規国への輸出を促進する。また、地域水産物のブランド化を推進し、本県水産物全体の販路拡大を図るとともに、漁業者や漁協等による直販施設の整備、加工品開発等の6次産業化への支援を推進する。

エ 漁場環境の整備

覆砂等による干潟域の環境改善や投石等による藻場の造成などを行うとともに、覆砂漁場や増殖場等の既存施設の維持管理を行っていく。

オ 漁港の整備

水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港施設の整備を推進する。

また、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、老朽化した漁港施設の長寿命化対策を推進する。

(4) 商業の振興

ア 魅力ある商店街づくり

市町と連携しながら、商店街における買物環境の整備や、地域の特性を活かした活性化の取組みなど魅力ある商店街づくりを推進する。

イ 支援機能の充実、人材の育成

商業者支援の中核となる商工会議所や商工会の機能の充実・強化に努めるとともに、商店街等の活性化活動の中心となる人材を育成する。

(5) 工業の振興

ア 地域の特性、資源を活かした工業の振興

地域の特性を活かした独自の技術力、研究開発力を強化し、新規市場を開拓するとともに、高度技術者の確保・育成を図り、地場産業の高度化を推進する。

特に、国指定伝統的工芸品である天草陶磁器については、さらなる製造技術の開発・研究を行うとともに、ブランド化を推進し、販路の拡大を進める。

2 観光の開発

観光の開発の方針

「観光」は、宿泊施設、飲食施設、観光施設、交通機関のみならず、農林畜水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地方において需要を生み出し、雇用を創出する「地方創生」の推進力としても期待されるものである。このため、地域の基幹的な産業である農林畜水産業などと有機的な連携を図ることによって、交流人口の拡大と地域経済の発展を目指す。

本地域は、阿蘇とともに本県を代表する観光地のひとつであり、その美しい海とキリシタン文化に代表される歴史は、本地域の観光イメージを形成する上で大きな力となっている。

そこで、これらの豊かな地域資源を掘り起こし、魅力ある観光素材として磨き上げ、体験、交流、食、健康・癒しなどの要素も盛り込んだ着地型観光の開発を推進する。

特に天草島しょ部については、海洋資源やマリーナ、九州オルレ等を活用したスポーツ・レクリエーション、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「天草の崎津集落」をはじめとするキリシタン関連の史跡や施設、天草陶石の産地や陶磁器の窯元などに新鮮な海の幸を加えた新しい観光ルートの開発に取り組む。また、地域資源を生かしたサイクルツーリズムを推進し、ナショナルサイクルルートの指定を目指す。さらに、宇土半島部で

は、熊本都市圏との近接性を活かし、農林畜水産業や食育、地産地消をコンセプトとした体験交流型観光を推進するとともに、フットパス、観光列車「A列車で行こう」や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「三角西港」などを活用し、テーマ性のある観光ルートの開発を図る。

(1) 観光の振興

ア 体験型観光の推進

海洋資源やフィッシャリーナ天草、宇土マリーナ等を活用したスポーツ・レクリエーション、農山漁村の体験型観光を推進する。

イ テーマ性のある観光ルートの開発

地域の歴史（「天草・島原の乱」、「明治日本の産業革命」など）や文学（「五足の靴」など）、南蛮文化（キリシタン紀行）、自然など、物語性やテーマ性を持った観光ルートを開発する。

ウ 特色ある観光ルートづくり

キリシタン関連の史跡や施設、国の伝統的工芸品の指定を受けた天草陶磁器の窯元に新鮮な海の幸を加えた新しい観光ルートを開発する。

また、タラソセラピーや健康食、温泉等を組み込んだ特色ある観光ルートを開発する。

エ 地産地消を活かした「食」の開発と観光朝市の育成

地域の歴史の中ではぐくまれた伝統的郷土料理の発掘や地域の食材を利用した新しいメニューの開発を進めるとともに、新鮮な魚介類等を活かした観光朝市を育成する。

また、現在実施されている食のイベントの認知度の向上等を図るとともに、観光遊漁船や地引網など漁業体験と海の幸を組み合わせた新たなイベントの開発を進める。

オ アジアを中心とした海外からの観光客誘致の促進

九州オルレ、イルカウォッチング、クルージング、温泉、キリシタン文化、ゴルフなど、海外からの観光客に人気の高いテーマによる地域の観光ルートづくりと積極的なPRを進め、アジアを中心とした外国人観光客誘致を促進する。

カ 高速交通網を活用した観光客誘致の促進

天草エアラインや九州新幹線とともに、半島を横断する JR 三角線を走る観光列

車「A列車で行こう」なども活用し、国内外からの観光客誘致を促進する。

キ 地域イベントの開発

「ハイヤ祭」、「天草パールラインマラソン大会」、「うと地蔵まつり」等の既に定着しているイベントについても、一層の工夫と演出を凝らすとともに、フカ狩りやタイ漁などの伝統行事、地域の祭り等の伝統文化、海洋スポーツ、音楽祭、さらには、本地域の特産品である花をテーマにしたイベント等地域イメージの創出に役立つ新しいイベントの開発を進める。

ク サイクルツーリズムの推進

天草地域の観光・地域資源を生かしたサイクルツーリズムを推進するため、天草市、上天草市、宇城市及び苓北町を結ぶ魅力的なサイクリングコースを設定し、世界に誇りうるナショナルサイクルルートの指定を目指す。

また、市町や地元関係団体と連携し、自転車の走行環境やサイクリストの受入環境を整備するほか、情報発信やプロモーション等、自転車を活用した観光振興を推進する。

(2) 広域観光ルートの開発

九州横断国際観光ルート（大分－熊本－天草－長崎）や、九州西海岸ルート：サンセットライン（鹿児島－天草－長崎）等について、長崎県、鹿児島県など隣県や隣接地域との連携を強化し、新たな広域観光ルートを開発を行う。

また、地域内においては、地域独自の観光の魅力をアピールするため、世界遺産の構成資産等やキリシタン文化、郷土料理、海洋性アウトドアスポーツ、九州オルレ等地域の観光資源を活用した新たな観光ルートを開発を行う。

(3) 地域産業との連携

本地域の基幹産業である農林畜水産業をはじめとした既存の地域産業と観光産業を有機的に結びつける。

例えば、地域特産の柑橘類の観光農園をはじめとする農業体験施設の整備や観光客の土産品となる商品の開発を進める。

また、天草陶磁器等伝統的工芸品産業の振興を図り、本地域の活性化を推進する。

3 就業の促進

就業の促進の方針

働きたいと思う県民誰もが働くことができるよう、特に就職が厳しい状況にある者に対して、そのニーズに対応した就労支援を行うとともに、誰もが働きやすい就業環境整備の促進を図る。

また、次世代を担う人材を育成するため、勤労観・職業観を育むキャリア教育への支援を図る。

これらを通して、地域内での就職を促進し、地域経済を支えるための労働力を確保する。

(1) 就業促進対策

若年者をはじめ、女性、高齢者、障がい者などの多様な就労ニーズに対応した就労支援を行うために、地域の就労支援関係機関と連携しながら求人開拓や就職相談等の取組みを行うとともに、企業の快適な職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援等、企業への支援や普及啓発の取組みを行う。

また、発達段階に応じたキャリア教育を支援するため、職業講話、職場体験あるいはインターンシップの機会提供等産業界と連携した取組みを行う。

さらに、地域外への人材流出抑制及び地域内への人材還流に資する取組みを実施する。

公共職業安定所等の関係機関と連携し、地域のニーズに対応した公共職業訓練の充実により、地域産業や企業を支える人材を育成する。

4 地域間交流の促進

地域間交流の促進の方針

本地域は、緑豊かな山々や樹園地、美しい海岸線、天草島しょ部における南蛮文化、陶磁器を代表とする伝統工芸など豊富な地域資源を有している。

近年、農村地域等において、ゆとりややすらぎのある生活、豊かな自然を求めて、農山漁村体験を希望する都市住民が増加している。本地域が有する地域資源を活かし、本地域ならではの自然や農林漁業、歴史文化に触れ、体験できるツーリズムの確立を進め、他地域との交流促進や関係人口の創出に繋げることが重要である。

(1) 地域間交流の促進のための方策

地域間交流の促進を図るため、地域資源を活用した農林漁業体験や交流施設の整備を支援する。また、本地域内の地域づくり推進体制の整備に努め、交流コーディネーターの育成などの人材育成や地域一体となった情報発信の取組みなどへの支援

を行う。

5 移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の促進

移住・定住及び二地域居住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の促進の方針

本地域は、人口減少や高齢化が進展しており、持続可能な地域社会を維持するためには、特に若年層の移住・定住を促進する必要がある。生活環境や教育環境、社会基盤や労働環境などを整備し、地域外から選ばれる、豊かに暮らせる地域にすることが重要である。

また、二地域居住を含めた関係人口の増加を図り、多様な人材が本地域との関わり、交流を持ち続けることで、地域の振興に寄与する人材を確保・育成につなげる。

(1) 移住・定住及び二地域居住の促進を図るための方策

移住・定住及び二地域居住の促進を図るため、豊かに暮らせる様々な環境整備を進めるとともに、市町と連携して東京や大阪、福岡といった大都市における移住相談会に出展することに加え、SNS等を駆使して地域の暮らしやすさを伝える情報発信を行う。

また、他地域に在住しながらも本地域との関わりを持ち続ける者を増やしていく手段として、熊本都市圏等との二地域居住を促進するため、地域の実情にあわせ、交流拠点や交通インフラ等の整備を進める。

さらに、市町や関係者等と連携し、地域資源の磨き上げや地域の魅力アップ等に取り組むとともに、情報発信を強化し、都市と農山漁村との交流など、熊本と多様な形で関わる関係人口の創出に取り組む。

(2) 人材の育成及び関係者間における緊密な連携及び協力を促進するための方策

魅力的な地域づくりやまちづくりが持続的に進められるためには、地域の中心となって様々な事業者、団体間のコーディネートを行う地域づくりのリーダーとなる人材の育成や、各団体間、地域間の連携が不可欠である。

そのため、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合の制度活用を進め、新たな人材確保と育成を行い、地域内に定着して、活性化に寄与する人材を創出していくとともに、大学や企業等と連携し、旅行商品づくりのノウハウや、マーケティング、ホスピタリティ等、観光や地域づくりに関するスキルや知識を専門的に学ぶ機会の提供や受講の支援、人材交流の推進等に取り組む。

また、地域づくり団体の相互交流及び自治体等との連携を促進し、地域づくり団体の自主的・主体的な取組みを支援する。

Ⅲ 安心して暮らせる地域社会の形成

1 医療の確保

医療の確保の方針

地域の医療の確保については、行政機関、医療機関、社会医療法人等の関係機関の役割分担と相互の連携により、地域を支える医療従事者を確保するとともに、地域の診療を支援する体制を強化し、地域に暮らす住民が継続して医療サービスを受けられる体制の構築を図る。

(1) 医療の確保を図るための対策

地域における医療の確保を推進するため、医師修学資金貸与制度等による地域医療を志す医学生の確保・医師の養成や自治医科大学卒業医師の派遣、勤務環境の整備等を行う。併せて、へき地医療拠点病院やへき地診療所の運営及び施設設備の整備に対する補助等を行う。

また、ドクターヘリと県防災消防ヘリ「ひばり」が連携して活動する「熊本型」ヘリ救急搬送体制を運用し、無医地区における救急医療体制を支援する。

2 高齢者の福祉及び児童の福祉その他の保健・福祉の増進

高齢者の福祉及び児童の福祉その他福祉の増進の方針

少子高齢化の進行、家族機能やライフスタイルの変化などにより住民の福祉に求めるニーズも増大・多様化している状況の中、住民誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム構築の推進など、二次保健医療圏を基本とした市町の広域的な連携のもと、保健・福祉サービスの充実や生活環境等の整備を進めるとともに、健康づくりや生きがい対策を推進する。

(1) 高齢者の保健・福祉の増進を図るための対策

各地域の実情を踏まえ、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け在宅サービスとその支援体制の充実を図るとともに、介護予防や健康・生きがいづくり、認知症関連施策を総合的に推進する。

また、高齢者のみの世帯（高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯）の増加や、介護する家族の高齢化により、自分自身や配偶者等が病気になった場合等の緊急時の対応などが高齢期の大きな不安要因となっている。このため、市町が実施する生活支援サービス等の充実を図るなど、地域の多様な主体と連携し、高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進していく。

(2) 母子保健、児童福祉その他保健・福祉の増進を図るための対策

母子保健については、乳幼児健診や相談等の充実を図るため、関係部署や医療機関等との連携体制の整備や地域の支援者への助言や指導を行い支援の質の向上を図る。

また、児童福祉については、地域における幼児教育や保育、子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を進めていくため、「こどもまんなか熊本・実現計画」に沿って、市町と連携し、保育所や認定こども園、小規模保育などの整備や地域子育て支援拠点事業等の地域の子育て支援の充実を進める。

加えて、障がい者福祉については、障がいのある方が必要な医療につながる支援体制の確保を図るほか、施設、病院等から地域生活へ円滑に移行し、安心して生活できるよう、施設整備や障害福祉サービスの提供体制の整備を図る。

3 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保

介護サービス及び障害福祉サービス等の確保の方針

介護サービス及び障害福祉サービスを必要とする方に持続的に提供することができ体制を整備するため、人材の確保・定着、現場の生産性向上などによる働きやすい職場環境の整備、多様な人材が活躍できる環境の整備を推進する。

(1) 介護サービスの確保を図るための方策

介護人材の確保と現場の充実を目指し、福祉人材・研修センターによる福祉人材無料職業紹介や再就職支援を実施するとともに、地域人材への直接的な働きかけを進める。また、外国人介護人材については、留学生の介護福祉士国家試験合格に向けた学習支援や技能実習生の円滑な就労支援の実施により受入れを推進する。さらに、専用サイトやイベント等を通じて介護職の魅力や事業所の優れた取組を広く発信し、学校現場とも連携して次世代への啓発を行う。

加えて、ワンストップ型の総合相談窓口による各種支援により、介護現場における生産性向上の取組を推進するとともに、介護ロボットやICTの導入を支援して介護職員の負担軽減と業務効率化を推進する。

(2) 障害福祉サービス等の確保を図るための方策

サービスの充実に向けて、強度行動障がいのある、又は医療的ケアを要する児者等を支援する専門性の高い人材を育成するとともに、障がい福祉現場における介護テクノロジー導入を支援し、職員の負担軽減、職場環境の改善等を通じた人材確保・定着を促進する。

併せて、障がい者等が安心して障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所等へ助言や指導を行い支援の質の向上を図る。

4 教育及び文化の振興

教育及び文化の振興の方針

本地域の活性化を図るためには、郷土を愛し、人間性豊かで創造性に富んだ人材の育成が必要である。

小中学校では、「熊本の学び推進プラン」を基に、こどもを中心に、家庭、学校、地域、行政を含めた五者が連携して、すべてのこどもたちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」の育成を目指す。そのために、教員の学びの場を充実するとともに、こどもたちが主体的に学習し、分かる喜びを実感できるように「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人一人の『こどもを学びの主体』とする授業力の向上」に向けて取り組む。また、本地域が有する豊かな地域資源を活かし地域の協力を得ながら、こどもたちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう、体験の充実を図り、地域の歴史や伝統文化に対する理解を深めることにより、こどもたちの「確かな学力」と「豊かな心」の育成を図る。

スポーツ面では、こどもから高齢者まで、地域住民一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じ、生活の一部としてスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、生涯スポーツの振興を図る。

また、新しい地域文化の創造及び文化資産の継承と発展に向けて、住民の文化意識の高揚と総合的な施策を展開する。

(1) 教育・文化施設等の整備

ア 学校教育施設の整備

高等学校教育については、人口減少期においても持続可能な学校づくりを進めていくため、地域等との連携・協働による学びの充実やICTを活用した教育環境の充実を推進するとともに、安全で快適な教育環境の整備により魅力ある学校づくりを目指す。

イ 社会教育及び文化施設の整備

多様化する社会教育や自主的な文化活動への住民のニーズに対応するため、学習機会の拡大や情報提供等に努めるとともに、施設間のネットワークの拡充や人材交流など既存施設の機能充実や活用を促進する。

(2) 地域文化の振興

地域文化を振興していくためには、地域住民一人一人が地域の風土や歴史・文化の伝統を継承するとともに、それらをよりどころにした地域ならではの個性ある文化を創造していくことが重要である。そのため、市町や民間文化団体等と連携協力

し、これらの活動を促進するため、文化活動の主体である地域住民の自主的な活動支援や優れた芸術文化の鑑賞機会の提供などの条件整備を進める。

さらに、地方都市を支えるものは、風土であり地域文化であるとの観点に立ち、芸術、伝統芸能、文化財、文化的な景観、食文化等の地域の文化資源の保存・活用・整備を促進し、広く地域のデザインや産業活動等を含め、適切に後世に繋げていくことを支援する。

5 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーの利用の推進の方針

再生可能エネルギーの利用促進を含め、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた取組みを着実に進めるには、県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自らの行動と環境との関係を自覚し、環境への負荷が少ない行動を選択し継続することが求められる。

そのため、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る県民運動の推進等により、県民や事業者における再生可能エネルギーの利用促進を図る。

引き続き、持続可能な地域の実現に向け、再生可能エネルギーの導入等によるゼロカーボンの取組みの推進を目指すとともに、導入事例等を市町へ提供し、市町における脱炭素の取組みが加速するよう支援も行う。

(1) 再生可能エネルギーの導入推進

本県が目指す2050年ゼロカーボンに貢献するためには、再生可能エネルギー普及促進に加え、地域共生型の再エネ開発への誘導を図る必要がある。

まず、再エネの普及促進については、県民が屋根置型太陽光発電を検討しやすくなるよう、経済性等を明らかにした事業プランを募集したうえでデータベース化し公表する「くまモンソーラーデータバンク」などを活用し、屋根置型太陽光発電の普及を推進していく。

次に、地域共生型の再エネ開発については、地域住民とのトラブル等に際し、適切な調整と事業者への要請を行う関係性を構築するため、再エネ事業者、本県及び立地市町で三者協定の締結を推進する。また、地域や自然環境等と共生した再エネ施設の立地を誘導するため、促進地域に関する熊本県基準とゾーニング図を公表しており、引き続き、市町と連携し、環境、景観、防災へ配慮した、再エネ施設の立地・管理を促進する。

6 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

国土保全施設等の整備及び防災体制の強化の方針

本地域は、気象や地形・地質などの自然条件から、台風や集中豪雨による土砂災害や洪水、高潮などの自然災害を受けやすい地域であり、地域振興の面からも災害に強い地域づくりに取り組む必要がある。

そこで、土砂災害、風水害、地震災害等から地域住民の生命・財産を守り、安心して暮らすことができるようにするため、土砂災害対策として災害防止施設の整備や洪水・高潮・津波等対策として河川や海岸整備、漁港・港湾施設の機能強化等を行う。土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区については詳細調査を実施し、危険度及び事業効果の高い箇所・地区から施設の整備を図る。道路については、主要幹線道路や緊急輸送を確保するために必要な道路で、道路利用者への被害が予想される箇所、災害が発生すれば迂回路がなく日常生活が困難になる箇所、異常気象時に事前に通行規制を実施する必要がある箇所等を重点取り組み箇所として絞り込み、着実に道路防災対策を進捗させる。

また、ソフト対策として、豪雨や台風等の災害がまさに発生しようとしている場合において、事前通行規制を実施することにより、通行車両等の安全を確保するとともに、当該通行規制区間や落石発生の恐れが高い箇所等に、道路情報表示板、警戒標識等を設置し、地域住民や道路利用者への周知を図り第三者への被害を防止する。

さらに、災害発生時に倒壊・流出した家屋等のがれきや放置された車両等により、円滑な救援・救出作業が阻害された場合に、速やかに道路啓開が行われるよう、地域防災計画と整合を図りつつ、道路啓開計画に基づき体制整備を講じる。

加えて、国土保全施設の能力を超えた災害に対処するために、防災情報の収集・迅速かつ的確な情報伝達・警戒避難体制の強化に向け、関係市町と連携を図り、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に係るインターネット等を活用した情報提供、ハザードマップ等の作成の推進と、地域住民による自主防災組織の結成促進と地域防災力の強化を図り、行政と住民が一体となった防災・減災のための取組みを進める。

なお、宇土天草地域の半島防災・国土強靱化に関する KPI は、別添の「宇土天草地域半島振興計画に関する重要業績指標（KPI）」に記載する。

(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

山地災害の防止に向けた治山施設の整備、土砂災害の防止に向けた砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策といった施設の整備、洪水の防止に向けた治水施設の整備、津波・高潮の防止に向けた海岸保全施設の整備などを推進するとともに、保安林の指定、土砂災害警戒区域等の指定などを推進する。

次に、半島地域の道路災害を未然に防止するため、落石対策施設や法面崩壊対策施設を整備し、交通の安全を図る。また、半島特有の地理的条件を踏まえた半島防

災・強靱化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靱化、耐災害性の向上等を進める。

さらに、低平野部の水田地域において、大雨時の湛水や台風時の高潮等による農地や農作物、農村への被害を未然に防ぐため、排水機場等の排水対策及び堤防等の海岸保全施設の整備を推進する。加えて、漁港・港湾施設及び海岸施設の診断・調査を行い、必要な機能強化の整備を進める。

また、水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、市町村等におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等を働きかけ、水道施設の耐震化等を促進する。加えて、防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

一方、ソフト対策として、災害発生時の住民避難活動等に役立つ情報提供を充実させるための観測機器の整備や、洪水・高潮・津波のハザードマップの作成支援を行うなど、市町による警戒避難体制の強化を支援するとともに、ライフラインの途絶等非常時においても的確に防災情報が伝達されるように、防災行政無線等伝達機器の整備に努めるとともに、地域自主防災組織の充実強化に努める。

さらに、土砂災害から半島地域住民の生命及び身体を守るため、土砂災害特別警戒区域にある住宅の安全な場所への移転を支援する。

（２）防災体制の強化

様々な災害から地域住民の生命・身体を守るためには、防災関係機関による「公助」のみならず、住民が自らの身は自らで守る「自助」、さらには、地域の住民が互いに助け合って守る「共助」が重要である。

自助を支援する取組みとして、いざという時に一人ひとりが落ち着いて行動できるよう、市町と連携し、マイタイムライン(防災行動計画)の作成を推進・支援する。また、被災した場合の経済的な備えとして、地震保険等の普及を促進する。

共助の取組みとしては、「地域ぐるみで命を守る」意識を醸成するため、地域の防災リーダーを育成するとともに、自主防災組織等による地区防災計画の策定等を推進することで、外国人コミュニティ等を含む地域全体の防災力を向上させる。

公助の取組みとしては、市町が職員の災害対応能力の強化を目的として実施する図上訓練の支援や、防災担当職員を対象とした研修等を実施し、市町の防災体制の強化を図る。

これらの「自助」、「共助」、「公助」の取組みを進め、併せてこれらの連携を深めることによって、半島地域における地域防災力の向上に努める。

第3 計画の推進

1 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を効果的に推進していくため、目標の進捗状況の確認・評価を行い、適切な進行管理に努める。

2 関係市町等との連携

本計画に基づく施策の推進に当たっては、指定半島地域の振興上の共通課題への対応や指定半島地域の主体的な取組の促進のため、市町相互間における広域的な連携の確保や、指定半島地域の振興のために必要な情報提供等に努める。